

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に  
掲げる協議が整っていることの証明書(案)

平成 31 年 2 月 19 日に開催された当別町地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条に規定する協議会において、下記事項に関し、協議が整ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている路線又は営業区域

あいの里金沢線 医療大あいの里キャンパス～北海道医療大学の区間  
西当別道の駅線 北欧の風道の駅とうべつ～ヒルズ E 5-3-17 の区間

2. 協議が整っている運行系統又は運送の区間

- ・あいの里金沢線
- ・西当別市街地線、西当別道の駅線、西当別道の駅線②

3. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

・平成 31 年 4 月 1 日からあいの里金沢線を西当別地区の住民が総合保健福祉センターに乗り継なしで行けるように、総合保健福祉センターを経由する運行経路に変更する。

・平成 31 年 4 月 1 日からバス停「ヒルズ W2-5-5」の通路が使用できなくなり、大幅な迂回を強いられるため住民の利便性を高めるためにバス停「ヒルズ W3-南」を新設する。

平成 31 年 2 月 日

当別町地域公共交通活性化協議会

会長 増 輪 肇 ⑩

別紙  
運賃表

■ 運賃

- ◆ 全路線共通・・・一律 200円(1回)

- 注1) 7歳～12歳(小学生)及び障がい者(介護人1名含む)は、運賃の5割とする。  
注2) 6歳以下(就学前)は、13歳以上の「保護者」1人につき2名まで無料。(3名から運賃の5割を徴収する。)

■ 回数券

- ◆ 一般・・・2,000円(12枚綴)
  - ◆ 小学生・障がい者・介護人・・・2,000円(24枚綴り)
- 注1) 小学生・障がい者・介護人が一般回数券を使用することは可能だが、一般が小学生・障がい者・介護人の回数券を使用することはできない。  
注2) 6歳以下(就学前)は、13歳以上の「保護者」1人につき2名まで無料。(3名から運賃の5割を徴収する。)

■ 1日券

- ◆ 一般・・・500円
  - ◆ 小学生・障がい者・介護人・・・300円
- 注1) 1日券の有効期限は購入した当日のみとし、購入時有効期日を明記する。有効期限内は全路線乗る事が  
注2) 小学生・障がい者・介護人が一般1日券を使用することは可能だが、一般が小学生・障がい者・介護人の1日券を使用することはできない。  
注3) 6歳以下(就学前)は、13歳以上の「保護者」1人につき2名まで無料。(3名から運賃の5割を徴収する。)

■ 応援券(特別定期券)

◆ 一般

種別	一般	小・中学生・高校生、障害者、介護人
1ヶ月	4,000円	2,000円
3ヶ月	10,000円	5,000円
6ヶ月	16,000円	8,000円

◆ 夏休み冬休み限定定期

種別	小学生	中学生
長期休暇期間	500円	1,000円

- 注1) 「障がい者」とは、身体・知的・精神等の「障がい者手帳」を保有する者(等級不問)として販売時に確認す  
注2) 「介護人」は「障がい者(4級・中度以上)」に同伴する場合のみ利用可能とし、販売時に介護する障がい者の「障がい手帳」にて確認する。  
注3) 6歳以下(就学前)は、13歳以上の「保護者」1人につき2名まで無料。(3名から運賃の5割を徴収する  
注4) 「中学生・高校生」への販売時には、学生手帳を確認する。  
注5) 応援券には、販売時に使用者の氏名及び性別『M(男性)・F(女性)』に○を記入させる。  
注6) 応援券には、種別に応じて利用期間を明示する。